

大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

大阪府後期高齢者医療広域連合長 野田 義和

大阪府後期高齢者医療広域連合規則第8号

大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則（平成20年大阪府後期高齢者医療広域連合規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2の第2の項中「半壊」の下に「若しくは中規模半壊」を加える。

附 則（令和6年規則第8号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。